

東京司法書士会総合相談センター

◎面談による法律相談

東京司法書士会総合相談センター(四谷) 法テラス指定相談場所

〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館1階

- ・JR中央線四ツ谷駅 四ツ谷口 徒歩4分
- ・東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅 徒歩6分
- ・東京メトロ南北線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分

お問い合わせ

平日午前9時～正午、午後1時～4時30分 ※祝祭日を除く

03-3353-9205 (予約制)

相談日時 月～金 午後2時～3時40分

相談内容

当番司法書士相談／多重債務相談／成年後見相談／訴訟に関する相談／不動産登記相談／会社法務相談



三多摩総合相談センター(立川) 法テラス指定相談場所

〒190-0012
東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル202-A

- ・JR中央線立川駅北口 徒歩6分
- ・多摩都市モノレール立川北駅 徒歩5分

お問い合わせ

平日午前10時～午後4時 ※祝祭日を除く

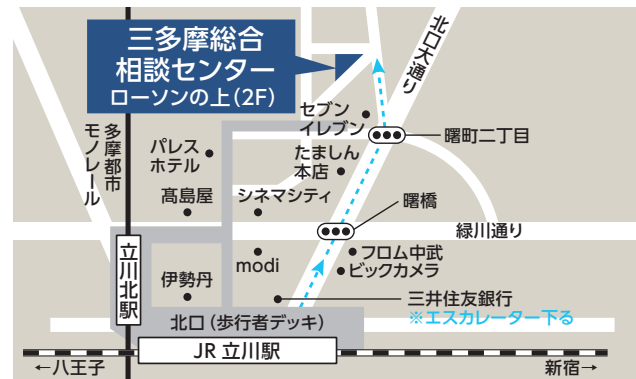
042-548-3933 (予約制)

相談日時 水 午後5時～8時

相談内容 土 午後1時～3時40分

相談内容

当番司法書士相談／多重債務相談／訴訟に関する相談／不動産登記相談／会社法務相談



◎司法書士ホットライン(無料電話相談専用ダイヤル)

月～金 午前10時～午後3時45分

水・木 午後5時～7時45分

03-3353-2700 **042-540-0663**

電話による10分程のご相談です

「相続や遺言、不動産登記についての相談」「商業法人登記についての相談」「成年後見制度、家事事件手続についての相談」「裁判についての相談」「多重債務についての相談」「空家についての相談」などの問題について、おおよそ10分以内でお答えできる内容の相談を、電話により対応しています。(申請書類などの書き方についてはお答えできませんので、ご了承ください。)

東京司法書士会では、総合相談センター以外にも、都内各所で常設の無料法律相談会を開催しています。お近くの会場・開催日時は右記のホームページからご確認ください。



東京司法書士会

検索

<https://www.tokyokai.jp/>

2024.3

東京司法書士会

無料法律相談

あなたの人生のいろいろな場面で
司法書士が力になります

相続があったとき

高齢などで判断力が心配なとき

家を買うとき

借金返済で困ったとき

会社をつくる時

裁判所を利用したいとき

東京司法書士会

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37
TEL 03-3353-9191

<https://www.tokyokai.jp/>

こんなときに司法書士がお役にたちます。

法テラス マークは、法テラスが利用できます。

「相続の手続きがよくわからない」「遺産分割でもめている」「誰が相続人になるのかよくわからない」「相続手続きをしないでそのままになっている土地がある」「親や兄弟の借金を相続したくない」などの相続に関する相談や、「自分が死んだ後で家族が争わないようにしたい」「家族ではなく自分がお世話になった人に財産を遺したい」「相続人となる子どもがいない」などの遺言に関する相談や質問について、相続や遺言のことに詳しい司法書士がお答えし、事案によって調停などの手続きをご案内いたします。

※遺産分割協議書や遺言書などの書き方についてはお答えできかねますので、ご了承ください。

相続や遺言に関する相談

四谷：月～金
立川：水・土

「マイホームを建てた時、マンションを買った時」「住宅ローンを返済した時」「夫婦間で不動産を贈与したい時」「離婚したので財産分与をしたい時」こんな時には登記が必要です。登記をしておかないと、あなたの権利を第三者に認めさせることができなくなります。日本の近代化により登記制度ができて以来、司法書士は一貫して登記制度を担ってきた唯一の専門家です。豊富な経験をもとにあなたの権利を守るアドバイスをします。

※登記所(法務局)に提出する申請書などの書き方についてはお答えできかねますので、ご了承ください。

不動産登記相談

四谷：月～金
立川：水・土

「新しく会社を立ち上げたい」「資本金を増やしたい」「本店を違う場所に移したい」「取締役・代表取締役・監査役などの役員を変えたい」「事業をやめて会社を清算したい」等々の会社に関する諸々の手続きには登記が必要となります。

そこで、こういった登記手続きに関し登記専門家としての司法書士が、会社法の知識と経験を活かし、これらの商業登記の手続きや会社法務に関する相談に対応します。

※登記所(法務局)に提出する申請書や会社関係の書類(議事録など)の書き方についてはお答えできかねますので、ご了承ください。また、会社の法務担当者からのご相談はご遠慮ください。

商業登記相談

四谷：月・水
立川：水・土

身体が不自由な方など、事情により本会が実施する常設無料相談会にお越しいただくことが困難な東京都内の方を対象に、司法書士が、区役所・市役所・学校その他の公共施設、社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護老人保健施設や特別養護老人ホームなどの施設、グループホーム、病院、団地自治会などの集会所などにお伺いして面談による相談をお受けします。

※詳細については東京司法書士会ホームページでご確認ください。

出張による無料法律相談

法テラス

裁判手続に関する相談

四谷：月～金
立川：水・土

法テラス

「貸したお金を取り戻したい」「未払賃金を請求したい」「悪質商法や通信販売でトラブルを抱えている」「アパートの敷金や家賃のことで悩んでいる」

このような身近な問題の解決で裁判所を利用したいときは、司法書士に相談してください。法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円までの民事トラブルについては弁護士と同じように、あなたの代理人として裁判所内外の手続を行います。

地方裁判所や家庭裁判所に提出する書類の作成についても、司法書士がお手伝いします。簡易裁判所で行う金銭に関する60万円以下のトラブルを解決するための少額訴訟では、司法書士が代理人として手続を行ったり、アドバイスを行ったりして、裁判に不慣れな方のお手伝いをしています。また、少額訴訟で勝訴した時の債権執行についても、司法書士が代理人としてお手伝いします。

東京司法書士会が行う相談では、日本司法支援センター(法テラス)の指定相談場所として、裁判の手続や費用についてのアドバイスや、法テラスの利用の仕方についても助言し、受任受託もいたします。

会社や個人の事業者などから起こされた裁判等の相談をお受けします。裁判所から届いた書面や文書をそのまま放置していると、貴方にとって不利益な状況になります。裁判所から届いた書面の内容によって異なりますが、訴状であればそれを放っておくと、欠席裁判といって、相手の言い分が事実と違っていたり、債務が消滅時効期間を経過していたりしても、裁判所が相手の言い分をそのまま認めてしまうことがあります。

裁判手続に精通した司法書士が、裁判所から届いた書面や文書を確認し、適切なアドバイスをいたします。また、ご希望があれば、相談を担当した司法書士に事件をその場で依頼することもできます。

「そもそも成年後見ってどんな制度か」「成年後見を利用するとどんなメリットがあるのか?」「実際にどんな場面で必要とってくるのか」「利用するにはどのような手続が必要なのか」「今は問題ないが、将来自己の判断能力が不十分になったときに備え、事前に支援してくれる人を探しておきたいのだがそれは可能か」等々の疑問に専門職の後見人として後見業務を行っている司法書士が、成年後見制度に関することや利用手続に関することなど、成年後見に関連するご相談に分かり易くお答えします。

ちなみに、成年後見制度とは、認知症などにより判断能力が低下した高齢者の方のもとより、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な方々を守るための制度です。

※後見開始などの申立書類の書き方についてはお答えできかねますので、ご了承ください。

成年後見相談

四谷：金